

警察署協議会会議録

行橋警察署協議会

開催年月日時	令和7年11月19日（水）午後4時00分から午後5時30分まで	
開催場所	行橋警察署大会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下10名
	警察署	署長、副署長、総務課長、会計課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長 総務第二係長
議事概要		
<p>【会長挨拶（要旨）】</p> <p>各委員にあっては、議題に関する事項、その他質問・意見等あれば、忌憚なく発言をお願いする。</p> <p>【署長挨拶（要旨）】</p> <p>本日の議事は、飲酒運転発見時の通報要領及び逮捕術訓練の見学となっている。なお、質疑応答の場では、忌憚のない御意見・御要望をいただきたいと思う。</p> <p>【議事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転発見時の通報要領 交通課長から飲酒運転発見時の通報要領について解説を実施した。 ○ 逮捕術訓練見学 武道場において署員による逮捕術訓練を見学した。 <p>【質疑応答・委員意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委員から、「先日、あるテレビ番組で未解決重要事件の特集があり、それぞれの事件で様々な似顔絵が作成されているのを知った。防犯カメラ映像が重要視される昨今における似顔絵捜査の有用性はどこにあるのか。」旨質問がなされ、刑事課長から「委員御質問のとおり、客観証拠である防犯カメラ映像は重要な証拠の一部である。しかし、事件発生直後、即座に防犯カメラ映像を取得することは難しく、逃走した被疑者を早急に手配する際に、似顔絵捜査官が現場で被疑者の似顔絵を作成し、それを検索中の警察官に一斉手配することが可能であり、これまでも被疑者の確保につながっている。また、防犯カメラの設置位置は通常天井等の上方であり、顔貌等は撮影されないことが多く、実際に犯人の顔を見た被害者等から早期に聴取し作成する似顔絵捜査は、今もって有用である。」旨の回答がなされた。 ○ 委員から、「私の会社でのいわゆるカスハラと呼ばれる事例であるが、ある特定の利用客が社員に対し罵詈雑言を浴びせることを連日繰り返している。現時点、明確な 		

議　事　概　要

実害は生じていないものの、実際に迷惑しており社員の意見も警察への通報も止むなしとなっている。こういった状況下では、どの段階で通報したらよいか教示願う。」旨質問がなされ、地域課長から「お尋ねの事例であれば、迷惑と感じる状況で通報されて問題ないと思われる。いわゆるカスハラでは、個々の事例でその対応を判断しなければならず、会社として統一した対応をするためにマニュアル等を作成することをお勧めする。」旨の回答がなされた。

【閉会】